

令和7年11月28日提出

令和7年第4回

小金井市議会定例会議案

(写)

小 議 発 第 1 3 4 号

令和7年11月21日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

齋 藤 康 夫

令和7年第4回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

議案第59号 令和7年度小金井市一般会計補正予算（第6回）

議案第60号 令和7年度小金井市下水道事業会計補正予算（第1回）

議案第61号 小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

議案第62号 小金井市住居表示に関する条例の一部を改正する条例

議案第63号 小金井市障害者福祉センターの指定管理者の指定について

議案第64号 小金井市児童発達支援センターの指定管理者の指定について

議案第65号 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定につ
いて

議案第66号 武蔵小金井南第3自転車駐車場外5施設の指定管理者の指定について

議案第67号 東京都六市競艇事業組合規約の一部を変更する規約

その他 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

なお、

○ 小金井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

○ 小金井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

は、市長から送付され次第、後日送付します。

議 長 報 告

1 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 初当選議員等視察

- ア 目 的 関係施設の運営状況等を調査・研究し、市政に対する理解を深めるため
- イ 場 所 東京たま広域資源循環組合、浅川清流環境組合
- ウ 期 日 令和7年11月7日（金）
- エ 派遣議員 太田宏徳議員、中井れい子議員、天野かな議員、清水学議員、水谷たかこ議員、ながとり太郎議員、安田けいこ議員、吉良のりこ議員、村上ようすけ議員、鈴木成夫議員

一部事務組合議会等活動状況報告

1 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 鈴木成夫議員

2 浅川清流環境組合議会

選出議員 水谷たかこ議員 小林正樹議員 河野麻美議員 沖浦あつし議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、令和7年8月12日から令和7年11月7日までに開催された各議会の報告である。

東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和7年10月27日（月） 令和7年第2回定例会

2 会議の概要（付議案件と結果）

令和7年10月27日（月） 令和7年第2回定例会

議案4件を審議した。

議案第13号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

議案第14号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、承認することと決定した。

議案第15号 令和6年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第16号 令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

浅川清流環境組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和7年10月31日（金） 令和7年第2回定例会

2 会議の概要（付議案件と結果）

令和7年10月31日（金） 令和7年第2回定例会

議案3件を審議した。

議案第8号 浅川清流環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第9号 令和6年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第10号 令和7年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第 59 号

令和 7 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 6 回)

令和7年度小金井市一般会計補正予算（第6回）

令和7年度小金井市の一般会計の補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,811,669千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,332,251千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和7年11月28日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		千円 291,868	千円 70	千円 291,938
	1 負 担 金	291,868	70	291,938
15 国庫支出金		10,588,622	313,022	10,901,644
	1 国庫負担金	9,047,062	305,424	9,352,486
	2 国庫補助金	1,511,586	6,468	1,518,054
	3 委託金	29,974	1,130	31,104
16 都支出金		9,805,862	157,577	9,963,439
	1 都負担金	2,839,148	123,638	2,962,786
	2 都補助金	6,193,100	33,939	6,227,039
18 寄 附 金		287,896	1,000	288,896
	1 寄 附 金	287,896	1,000	288,896
19 繰 入 金		2,323,770	1,340,000	3,663,770
	1 基金繰入金	2,262,126	1,340,000	3,602,126
歳 入 合 計		56,520,582	1,811,669	58,332,251

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		8,012,898	26,571	8,039,469
	1 総 務 管 理 費	6,632,714	16,522	6,649,236
	2 徴 税 費	621,279	9,216	630,495
	3 戸籍住民基本台帳費	391,167	833	392,000
3 民 生 費		28,946,496	1,607,904	30,554,400
	1 社 会 福 祉 費	9,220,207	124,521	9,344,728
	2 児 童 福 祉 費	15,860,470	1,207,101	17,067,571
	3 生 活 保 護 費	3,836,204	276,282	4,112,486
4 衛 生 費		4,925,721	34,841	4,960,562
	1 保 健 衛 生 費	1,740,101	34,841	1,774,942
8 土 木 費		3,644,915	4,590	3,649,505
	4 都 市 計 画 費	2,289,614	4,590	2,294,204
9 消 防 費		1,623,688	59,275	1,682,963
	1 消 防 費	1,623,688	59,275	1,682,963
10 教 育 費		6,484,867	69,954	6,554,821
	1 教 育 総 務 費	986,422	220	986,642
	2 小 学 校 費	3,101,195	52,394	3,153,589
	3 中 学 校 費	989,938	16,509	1,006,447
	4 社 会 教 育 費	888,892	831	889,723
13 予 備 費		76,122	8,534	84,656
	1 予 備 費	76,122	8,534	84,656
歳 出 合 計		56,520,582	1,811,669	58,332,251

第 2 表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
市立保育園施設更新調査委託料	令和 7 年度 ～令和 9 年度	22,030 千円

変更

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
勤怠管理システム等ネットワーク構築委託料	令和 7 年度 ～令和 8 年度	37,521 千円	令和 7 年度 ～令和 8 年度	45,386 千円
勤怠管理システム等機器借上料	令和 7 年度 ～令和 13 年度	64,010 千円	令和 7 年度 ～令和 13 年度	77,896 千円

議案第 59 号資料 1

令和 7 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 6 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び金		千円 291,868	千円 70	千円 291,938
	1 負担金	291,868	70	291,938
15 国庫支出金		10,588,622	313,022	10,901,644
	1 国庫負担金	9,047,062	305,424	9,352,486
	2 国庫補助金	1,511,586	6,468	1,518,054
	3 委託金	29,974	1,130	31,104
16 都支出金		9,805,862	157,577	9,963,439
	1 都負担金	2,839,148	123,638	2,962,786
	2 都補助金	6,193,100	33,939	6,227,039
18 寄附金		287,896	1,000	288,896
	1 寄附金	287,896	1,000	288,896
19 繰入金		2,323,770	1,340,000	3,663,770
	1 基金繰入金	2,262,126	1,340,000	3,602,126
歳入合計		56,520,582	1,811,669	58,332,251

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 8,012,898	千円 26,571	千円 8,039,469
	1 総 務 管 理 費	6,632,714	16,522	6,649,236
	2 徴 税 費	621,279	9,216	630,495
	3 戸籍住民基本台帳費	391,167	833	392,000
3 民 生 費		28,946,496	1,607,904	30,554,400
	1 社 会 福 祉 費	9,220,207	124,521	9,344,728
	2 児 童 福 祉 費	15,860,470	1,207,101	17,067,571
	3 生 活 保 護 費	3,836,204	276,282	4,112,486
4 衛 生 費		4,925,721	34,841	4,960,562
	1 保 健 衛 生 費	1,740,101	34,841	1,774,942
8 土 木 費		3,644,915	4,590	3,649,505
	4 都 市 計 画 費	2,289,614	4,590	2,294,204
9 消 防 費		1,623,688	59,275	1,682,963
	1 消 防 費	1,623,688	59,275	1,682,963
10 教 育 費		6,484,867	69,954	6,554,821
	1 教 育 総 務 費	986,422	220	986,642
	2 小 学 校 費	3,101,195	52,394	3,153,589
	3 中 学 校 費	989,938	16,509	1,006,447
	4 社 会 教 育 費	888,892	831	889,723
13 予 備 費		76,122	8,534	84,656
	1 予 備 費	76,122	8,534	84,656
歳 出 合 計		56,520,582	1,811,669	58,332,251

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
1,768		1,000	23,803
935		1,000	14,587
			9,216
833			
464,896		70	1,142,938
7,551		70	116,900
444,532			762,569
12,813			263,469
			34,841
			34,841
3,825			765
3,825			765
			59,275
			59,275
110			69,844
110			110
			52,394
			16,509
			831
			8,534
			8,534
470,599		1,070	1,340,000

2 歳 入

款 13 分担金及び負担金

項 1 負 担 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費負担金	千円 280,150	千円 70	千円 280,220	1 社会福祉費負担金	千円 70

款 15 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 8,987,395	千円 305,424	千円 9,292,819	1 社会福祉費負担金	千円 5,034
				2 児童福祉費負担金	287,577
				4 生活保護費等負担金	12,813

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円 523,029	千円 4,173	千円 527,202	1 社会福祉費補助金	千円 638

説	明	
		千円
1 老人施設措置費負担金 (老人福祉法第28条)	(介護福祉課)	70

説	明	
		千円
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	5,034
2 保育所運営費負担金 (児童福祉法第53条、子ども・子育て支援法第68条) 負担率 1/2	(保育課)	248,697
3 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第53条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	38,880
1 生活保護費等負担金 (生活保護法第75条) 負担率 3/4	(地域福祉課)	12,813

説	明	
		千円
6 介護保険事業費補助金 (介護保険事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(介護福祉課)	396
7 障害者総合支援事業費補助金 (障害者総合支援事業費補助金(障害者自立支援給付審査支払等システム事業)交付要綱) 補助率 2/3	(自立生活支援課)	242

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円	千円	千円	2 児童福祉費補助金	千円 3,535
4 土木費国庫補助金	274,664	2,295	276,959	1 都市計画費補助金	2,295

款 15 国庫支出金

項 3 委 託 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費委託金	千円 1,014	千円 833	千円 1,847	1 総務管理費委託金	千円 833
2 民生費委託金	28,959	297	29,256	2 国民年金費委託金	297

款 16 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費都負担金	千円 2,834,812	千円 123,638	千円 2,958,450	1 社会福祉費負担金	千円 2,517
				2 児童福祉費負担金	121,121

説	明	
		千円
5 保育対策総合支援事業費補助金 (保育対策総合支援事業費補助金交付要綱) 補助率 1 / 2	(保 育 課)	3,535
5 住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金 (住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱) 補助率 1 / 2	(まちづくり推進)	2,295

説	明	
		千円
2 中長期在留者住居地届出等事務委託金 (中長期在留者住居地届出等事務委託費交付要綱)	(市 民 課)	833
2 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金 (年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱)	(保 険 年 金 課)	297

説	明	
		千円
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 負担率 1 / 4	(自立生活支援課)	2,517
3 保育所運営費負担金 (児童福祉法第55条、子ども・子育て支援法第67条) 負担率 1 / 2、1 / 4	(保 育 課)	101,681
4 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第55条) 負担率 1 / 4	(自立生活支援課)	19,440

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 3,529,795	千円 32,409	千円 3,562,204	1 社会福祉費補助金	千円 110
				2 児童福祉費補助金	32,299
6 土木費都補助金	205,174	1,530	206,704	2 都市計画費補助金	1,530

款 18 寄 附 金

項 1 寄 附 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
5 総務費寄附金	千円 0	千円 1,000	千円 1,000	1 文化振興事業寄附金	千円 1,000

款 19 繰 入 金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 1,636,000	千円 1,340,000	千円 2,976,000	1 財政調整基金繰入金	千円 1,340,000

説	明
	千円
26 区市町村発達検査体制整備支援事業補助金 (区市町村発達検査体制整備支援事業実施要綱、区市町村発達検査体制整備 支援事業補助金交付要綱) 補助率 1/2	(指 導 室) 110
7 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱) 補助率 10/10	(子 育 て 支 援 課) 11,371
13 子ども・子育て支援交付金 (東京都子供・子育て支援交付金補助要綱) 補助率 10/10	(子 育 て 支 援 課) 3,675
14 保育従事職員宿舍借上支援事業費補助金 (東京都保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱) 補助率 3/4、1/4	(保 育 課) 17,253
10 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金 (東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業補助金交付要綱) 補助率 1/3	(ま ち づ くり 推 進) 1,530

説	明
	千円
1 文化振興事業寄附金	(コ ミ ュ ニ テ ィ 文) 1,000

説	明
	千円
1 財政調整基金繰入金	(財 政 課) 1,340,000

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,710,914	1,862	1,712,776			
2 文書管理費	1,475,654	1,452	1,477,106	935		
				935		
9 市民施設費	112,071	1,005	113,076			
10 市民文化費	306,653	12,203	318,856			1,000
						1,000

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,862			
1,862	10 需用費 8 光熱水費	399 399	9 庁舎維持管理に要する経費 (管 財 課) 1,862
	11 役務費 2 電話料	1,463 1,463	10 需 用 費 (399) 光 熱 水 費 399 11 役 務 費 (1,463) 電 話 料 1,463
517			
517	12 委託料	1,452	6 基幹系システムに要する経費 (情報システム課) 1,452
			12 委 託 料 (1,452) 基幹系システム修正委託料 (精神障害者旅 客運賃割引制度対応分) 363 基幹系システム修正委託料 (年金生活者支 援給付金制度改正対応分) 297 基幹系システム修正委託料 (介護保険制度 改正対応分) その2 792
1,005			
48	10 需用費 6 光熱水費	1,005 1,005	1 市民会館の維持管理に要する 経費 (コミュニティ文) 48
			10 需 用 費 (48) 光 熱 水 費 48
859			2 集会施設の維持管理に要する 経費 (コミュニティ文) 859
			10 需 用 費 (859) 光 熱 水 費 859
98			4 東小金井駅開設記念会館の維 持管理に要する経費 (コミュニティ文) 98
			10 需 用 費 (98) 光 熱 水 費 98
11,203			
10,226	10 需用費 1 消耗品費 6 光熱水費	11,208 63 11,145	5 芸術文化施策に要する経費 (コミュニティ文) 10,226
			10 需 用 費 (10,226) 光 熱 水 費 10,226
919	12 委託料	879	7 はけの森美術館の維持管理に 要する経費 (コミュニティ文) 919
	17 備品購入費	116	10 需 用 費 (919) 光 熱 水 費 919
58			8 はけの森美術館事業に要する 経費 (コミュニティ文) 1,058

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
10 市民文化費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			10 需 用 費 (63) 消 耗 品 費 63 12 委 託 料 (879) 作品補修委託料 549 寄贈作品収納ケース作製委託料 330 17 備品購入費 (116) 図書標本類 116

款 2 総 務 費

項 2 徵 稅 費

[illegible]

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
9,216			
9,216	22 償還金利子及び割引料	9,216	2 市税等還付金及び還付加算金 (納 税 課) 9,216
			22 償還金利子及び割引料 (9,216)
			還付金及び還付加算金 9,216

款 2 総 務 費

項 3 戶籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳 費	391,167	833	392,000	833		
				833		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	17 備品購入費	833	3 住民基本台帳事務に要する経費 (市 民 課) 833 17 備品購入費 (833) 一般機器類 833

款 3 民 生 費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	1,021,453	7,295	1,028,748			
2 障害者福祉費	2,764,511	107,566	2,872,077	7,551		
				7,551		
4 高齢者福祉費	617,176	9,660	626,836			70
						70

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
7,295			
7,295	22 償還金利子及び割引料	7,295	34 返還金・還付金 () 7,295
			(1) 地域福祉課関係経費 6,557
			22 償還金利子及び割引料 (6,557)
			令和6年度生活困窮者自立支援事業国庫負担金返還金 6,557
			(2) 自立生活支援課関係経費 738
			22 償還金利子及び割引料 (738)
			令和6年度障害者医療費国庫負担金返還金 661
			令和6年度特別障害者手当等国庫負担金返還金 77
100,015			
2,517	12 委託料	305	4 身体障害者(児)補装具給付に要する経費 (自立生活支援課) 10,068
	19 扶助費	10,068	19 扶 助 費 (10,068)
	22 償還金利子及び割引料	97,193	補装具費給付 10,068
305			23 介護給付費・訓練等給付費事務に要する経費 (自立生活支援課) 305
			12 委 託 料 (305)
			短期入所事業移行支援委託料 305
97,193			32 返還金・還付金 (自立生活支援課) 97,193
			22 償還金利子及び割引料 (97,193)
			令和6年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 56,335
			令和6年度地域生活支援事業費等国庫補助金返還金 1,062
			令和6年度障害者総合支援事業費国庫補助金返還金 363
			令和6年度障害者自立支援給付費都負担金返還金 28,477
			令和6年度地域生活支援事業費等都補助金返還金 531
			令和6年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 3,352
			令和6年度障害者日中活動系サービス推進事業都補助金返還金 6,527
			令和元～5年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 364
			令和元～5年度障害者自立支援給付費都負担金返還金 182
9,590			
243	12 委託料	3,994	3 老人施設措置に要する経費 (介護福祉課) 313
	19 扶助費	313	19 扶 助 費 (313)
			入所介護費 養護老人ホーム 313

款 3 民 生 費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
4 高齢者福祉費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
895	22 償還金利子及び割引料	5,353	8 高齢者住宅事業に要する経費(まちづくり推進) 895
			12 委託料 (895)
			コーポくりのみ管理委託料 257
			コンフォール貫井管理委託料 191
			グリーンタウン小金井管理委託料 447
3,099			10 高齢者食の自立支援事業に要する経費 (介護福祉課) 3,099
			12 委託料 (3,099)
			高齢者食事支援サービス委託料 3,099
5,353			48 返還金・還付金 (介護福祉課) 5,353
			22 償還金利子及び割引料 (5,353)
			令和6年度訪問介護継続利用者負担助成事業都補助金返還金 3
			令和6年度生計困難者介護サービス利用者負担額軽減制度事業都補助金返還金 59
			令和6年度高齢社会対策区市町村包括補助事業都補助金返還金 4,618
			令和6年度人生100年時代セカンドライフ応援事業都補助金返還金 223
			令和6年度新しい日常における介護予防・フレイル予防活動支援事業都補助金返還金 190
			令和6年度高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業都補助金返還金 107
			令和5年度認知症高齢者グループホーム等施設開設準備経費都補助金返還金 153

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	8,758,170	686,100	9,444,270	85,008		
				5,900		
				58,320		
				20,788		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
601,092			
11,682	12 委託料	131	8 民間保育所助成に要する経費（保 育 課） 17,582
18,856	18 負担金補助及び交付金	41,833	18 負担金補助及び交付金 (17,582) 民間保育所等児童欠員対策補助金 11,682 保育所等熱中症対策支援事業補助金 5,900
	19 扶助費	77,045	19 障害児通所給付に要する経費（自立生活支援課） 77,176
3,463	22 償還金利子及び割引料	567,091	12 委 託 料 (131) 給付費支払事務委託料 131
			19 扶 助 費 (77,045) 障害児通所給付費 77,045
567,091			25 保育従事職員宿舍借上支援事業に要する経費（保 育 課） 24,251
			18 負担金補助及び交付金 (24,251) 保育従事職員宿舍借上支援事業費補助金 24,251
			26 返還金・還付金 () 567,091
			(1) 保育課関係経費 543,040
			22 償還金利子及び割引料 (543,040)
			令和6年度保育所運営費国庫負担金返還金 187,014
			令和6年度子育てのための施設等利用給付国庫負担金返還金 86,403
			令和6年度保育対策総合支援事業費国庫補助金返還金 3,203
			令和6年度保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費国庫補助金返還金 568
			令和6年度保育所運営費都負担金返還金 77,699
			令和6年度子育てのための施設等利用給付都負担金返還金 41,000
			令和6年度認証保育所運営費等都補助金返還金 7,807
			令和6年度定期利用保育事業費都補助金返還金 2,823
			令和6年度私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費都補助金返還金 1,188
			令和6年度保育士等キャリアアップ都補助金返還金 36,076
			令和6年度保育従事職員宿舍借上支援事業費都補助金返還金 3,337
			令和6年度認可外保育施設利用支援事業都補助金返還金 11,341
			令和6年度保育所等賃借料都補助金返還金 9,482
			令和6年度幼稚園型一時預かり事業運営費等都補助金返還金 496
			令和6年度保育所等利用多子世帯負担軽減事業費都補助金返還金 2,580
			令和6年度保育力強化事業都補助金返還金 27,658
			令和6年度多様な他者との関わりの機会の創出事業費都補助金返還金 15,449

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費						
2 児童措置費	5,028,279	506,744	5,535,023	350,378		
				350,378		
3 児童福祉施設費	49,107	1,418	50,525	831		
				831		
4 保育園費	1,299,881	2,396	1,302,277			
5 学童保育所費	585,568	10,443	596,011	8,315		
				4,640		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			令和 6 年度保育所等における安全対策支援 事業都補助金返還金 15,367 令和 6 年度認証保育所障害児受入促進事業 都補助金返還金 6,407 令和 6 年度幼児教育・保育無償化実施事業 費都補助金返還金 939 令和 2 ～ 5 年度保育従事職員宿舍借上支援 事業費都補助金返還金 6,203 (2) 自立生活支援課関係経費 24,051 22 償還金利子及び割引料 (24,051) 令和 6 年度障害児通所給付費国庫負担金返 還金 15,946 令和 6 年度障害児通所給付費都負担金返還 金 7,973 令和 6 年度医療的ケア児等総合支援事業都 補助金返還金 40 令和 6 年度発達障害児等巡回支援専門員整 備事業都補助金返還金 92
156,366			
156,366	12 委託料	506,744	2 民間保育所等運営に要する経 費 (保 育 課) 506,744 12 委 託 料 (506,744) 保育所運営等委託料 506,744
587			
587	10 需用費 6 光熱水費	587 587	2 児童館維持管理に要する経費 (児 童 青 少 年 課) 1,418 10 需 用 費 (587) 光 熱 水 費 587 17 備品購入費 (831) 維持管理機器類 506 工作機器類 53 雑 品 類 272
	17 備品購入費	831	
2,396			
2,396	10 需用費 6 光熱水費	2,396 2,396	2 保育園維持管理に要する経費 (保 育 課) 2,396 10 需 用 費 (2,396) 光 熱 水 費 2,396
2,128			
2,128	10 需用費 6 光熱水費 11 修繕料	3,707 2,128 1,579	1 学童保育所維持管理に要する 経費 (児 童 青 少 年 課) 6,768 10 需 用 費 (3,707) 光 熱 水 費 2,128 修 繕 料 1,579 17 備品購入費 (3,061) 維持管理機器類 2,864 工作機器類 197
	17 備品購入費	3,061	
	18 負担金補助及び交 付金	3,675	

款 3 民 生 費

項 2 児童福祉費

[illegible]

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			3 民設民営学童保育所に要する 経費 (児 童 青 少 年 課) 3,675
			18 負担金補助及び交付金 (3,675) 民設民営学童保育所施設整備費補助金 3,675

項 3 生活保護費

-34-

一般財源	節		説 明	
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
259,198				
259,198	22 償還金利子及び割引料	259,198	3 返還金・還付金 (地 域 福 祉 課)	259,198
			22 償還金利子及び割引料 (	259,198)
			令和6年度生活保護費等国庫負担金返還金	235,858
			令和6年度生活保護費等都負担金返還金	23,340
4,271				
4,271	19 扶助費	17,084	1 生活保護扶助に要する経費 (地 域 福 祉 課)	17,084
			19 扶 助 費 (	17,084)
			生活保護扶助	17,084

款 4 衛 生 費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	1,155,839	10,715	1,166,554			
3 予防接種費	502,596	24,028	526,624			
5 環境対策費	60,548	98	60,646			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
10,715				
10,715	22 償還金利子及び割引料	10,715	38 返還金・還付金	() 10,715
			(1) 健康課関係経費	10,715
			22 償還金利子及び割引料	(10,715)
			令和6年度疾病予防対策事業費等国庫補助金返還金	3,677
			令和6年度医療保健政策区市町村包括補助事業都補助金返還金	7,038
24,028				
24,028	22 償還金利子及び割引料	24,028	19 返還金・還付金	(健康課) 24,028
			22 償還金利子及び割引料	(24,028)
			令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金	8,790
			令和6年度带状疱疹ワクチン任意接種補助事業都補助金返還金	849
			令和6年度HPVワクチン男性接種補助事業都補助金返還金	2,479
			令和6年度高齢者肺炎球菌ワクチン接種補助事業都補助金返還金	1,402
			令和6年度新型コロナワクチン定期接種特別補助事業都補助金返還金	10,508
98				
98	22 償還金利子及び割引料	98	6 返還金・還付金	(環境政策課) 98
			22 償還金利子及び割引料	(98)
			令和6年度区市町村との連携による環境政策加速化事業補助金返還金	98

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

[illegible]

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
765				
765	18 負担金補助及び交付金	4,590	11 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成に要する経費	(まちづくり推進) 4,590
			18 負担金補助及び交付金	(4,590)
			特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成金	4,590

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 常備消防費	千円 1, 467, 566	千円 59, 099	千円 1, 526, 665	千円	千円	千円
2 非常備消防費	103, 805	176	103, 981			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
59,099			
59,099	12 委託料	59,099	1 消防事務委託に要する経費 (地 域 安 全 課) 59,099
			12 委 託 料 (59,099) 消防事務都委託金 59,099
176			
176	10 需用費 3 燃料費	176 176	2 消防団活動に要する経費 (地 域 安 全 課) 176
			10 需 用 費 (176) 燃 料 費 176

款 10 教育費

項 1 教育総務費

[illegible]

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
110			
110	10 需用費 1 消耗品費	220 220	18 指導室関連教育施設に要する 経費 (指 導 室) 220
			10 需 用 費 (220) 消 耗 品 費 220

項 2 小學校費

-44-

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
12,862			
12,862	10 需用費 7 光熱水費	8,199 8,199	2 学校運営に要する経費 () 12,862
	17 備品購入費	4,663	(2) 学務課関係経費 12,862 10 需用費 (8,199) 光熱水費 8,199 17 備品購入費 (4,663) 学校管理備品 4,663
39,532			
39,532	10 需用費 10 修繕料	39,532 39,532	2 学校施設維持管理に要する経費 (庶務課) 39,532 10 需用費 (39,532) 修繕料 39,532

款 10 教 育 費

項 3 中 学 校 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 学校管理費	千円 299,490	千円 7,999	千円 307,489	千円	千円	千円
4 学校建設費	55,231	8,510	63,741			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
7,999			
7,999	10 需用費 7 光熱水費	6,000 6,000	2 学校運営に要する経費 () 7,999
	17 備品購入費	1,999	(2) 学務課関係経費 7,999 10 需用費 (6,000) 光熱水費 6,000 17 備品購入費 (1,999) 学校管理備品 1,999
8,510			
8,510	10 需用費 10 修繕料	8,510 8,510	2 学校施設維持管理に要する経費 (庶務課) 8,510 10 需用費 (8,510) 修繕料 8,510

項 4 社会教育費

-48-

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
831			
831	10 需用費 6 光熱水費	831 831	2 図書館維持管理に要する経費 (図 書 館) 831
			10 需 用 費 (831) 光 熱 水 費 831

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	76,122	8,534	84,656			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 8,534		千円	千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

追加

追加										(単位:千円)
事 項	限 度 額	令和6年度末までの 支出（見込）額		令和7年度以 降の 支出 予 定 金 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一 般 財 源		
						国都支出金	地 方 債	そ の 他		
市立保育園施設更新調査委託料	22,030			令和7年度 ～令和9年度	22,030				22,030	

(単位:千円)

変更

変更

事 項		限 度 額	令和6年度末までの 支出（見込）額		令和7年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
							特 定 財 源			一 般 財 源
							国都支出金	地 方 債	そ の 他	
勤 怠 ネ ッ ト ワ ー ク 構 築 委 託 料	補正前	37,521			令和7年度 ～令和8年度				37,521	
	補正後	45,386			令和7年度 ～令和8年度				45,386	
勤 怠 機 器 上 等 料	補正前	64,010			令和7年度 ～令和13年度				64,010	
	補正後	77,896			令和7年度 ～令和13年度				77,896	

(単位:千円)

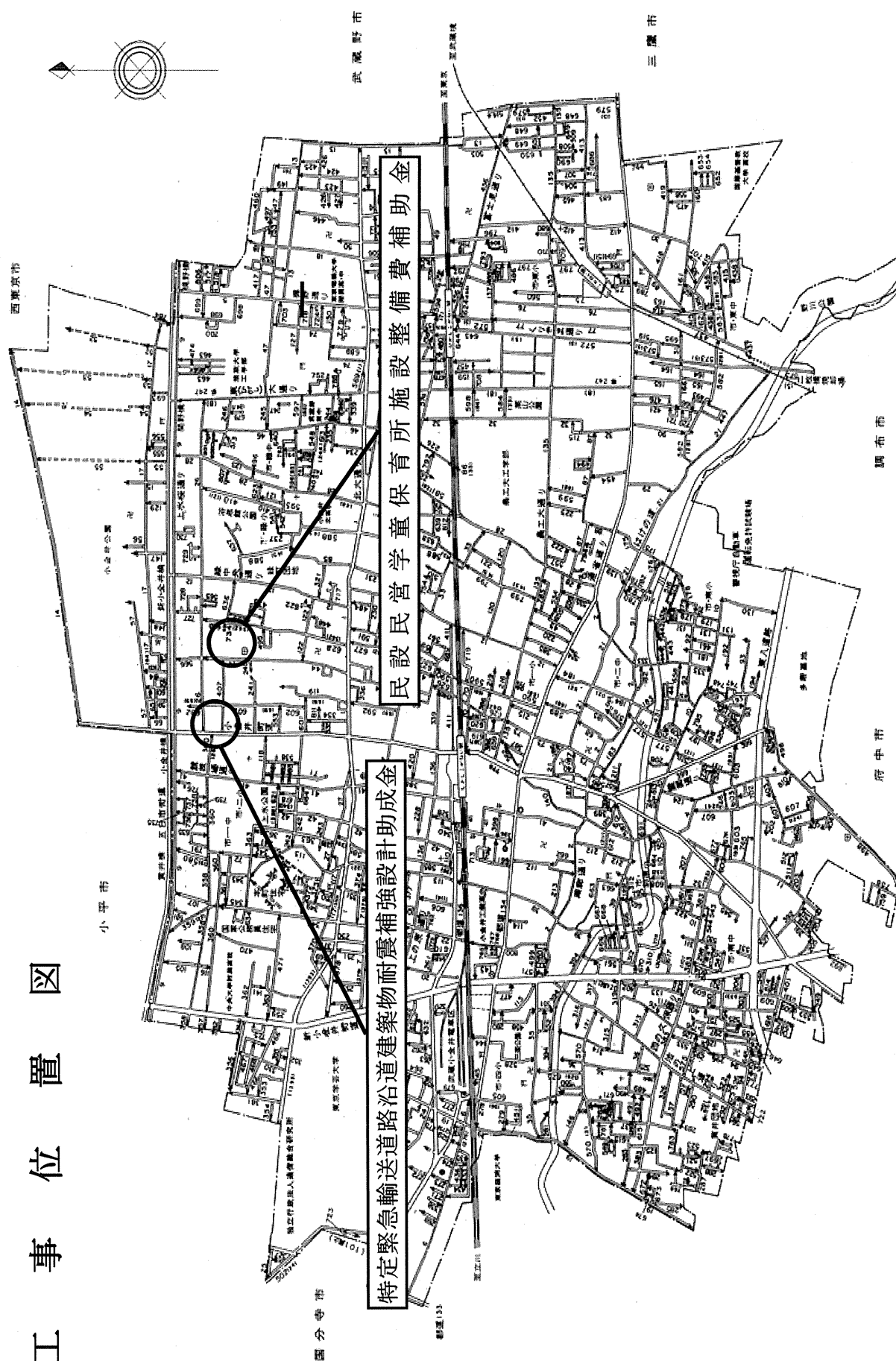
(単位:千円)

令和7年度 基金現在高調べ

NO	基金名	区分	令和6年度末高当在(A)	令和7年度予算(B)	予算補正状況		補正額積立予定額計取後の額(D)	令和7年度崩壊額(E)	令和7年度末高見込額(F)=(A)+(D)-(E)
					第4回補正	正額(C)			
1	財政調整基金	元金 利子 計	7,937,339	9,401 9,401	1,210,000 7,348 1,217,348	1,210,000 7,348 1,217,348	当初 16,749 計	1,546,000 1,430,000 2,976,000	6,188,088
2	職員退職手当基金	元金 利子 計	9,419	12 12	5 5	5 5	当初 補正 計		9,436
3	庁舎建設基金	元金 利子 計	3,368,272	4,026 4,026	300,000 2,356 302,356	300,000 2,356 302,356	当初 補正 計	99,697 99,697	3,574,957
4	公共施設マネジメント基金	元金 利子 計	659,206	700 700	300,000 427 300,427	300,000 427 300,427	当初 補正 計	92,000 92,000	868,333
5	地域福祉基金	元金 利子 計	945,567	1,152 1,152	638 554 1,192	638 554 1,192	当初 補正 計	4,429 4,429	943,482
6	環境基金	元金 利子 計	1,115,368	200,000 1,424 201,424	100,740 833 101,573	100,740 833 101,573	当初 補正 計	400,000 400,000	1,018,365
7	都市再開発整備基金	元金 利子 計	3,029	4 4	2 2	2 2	当初 補正 計		3,035
8	みどり公園基金	元金 利子 計	132,436	159 159	291,449 78 291,527	291,449 78 291,527	当初 補正 計		424,122
9	市営住宅整備基金	元金 利子 計	3,612	2,875 15 2,890	3 3	3 3	当初 補正 計		6,505
10	教育施設整備基金	元金 利子 計	142,033	23,436 154 23,590	1,808 97 1,905	1,808 97 1,905	当初 補正 計	30,000 30,000	137,528
11	土地開発基金	元金 利子 計	65	1 1			当初 補正 計		66
合	計	元金 利子 計	14,316,346	226,311 17,048 243,359	2,204,635 11,703 2,216,338	2,204,635 11,703 2,216,338	当初 補正 計	2,172,126 1,430,000 3,602,126	13,173,917

(単位:千円)

工事位置図



保育施設、児童館及び学童保育所における熱中症対策事業概要

1 目的

近年の猛暑の影響により、保育施設、児童館及び学童保育所における児童の熱中症リスクが高まっている。本事業では、当該施設を利用する児童等が安全かつ快適に過ごせる環境を整備し、熱中症対策を図る。

2 事業概要

(1) 保育施設

市内民間保育所等における熱中症対策に係る設備導入費用に対し、補助を行う。

(2) 児童館及び学童保育所

各施設の要望に応じ、次の対応を行う。

ア 空調設備等の増設

スポットエアコン、扇風機

イ 屋内の暑熱対策資材の整備

カーテン、窓用断熱シート

ウ 屋外活動用暑熱対策資材の整備

冷凍庫、日除けシェード、ウォータージャグ

エ 暑さ指数(WBGT)計の導入

3 予算額

(1) 歳入

子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金

11,371千円

(2) 歳出

ア 民間保育所助成に要する経費

保育所等熱中症対策支援事業補助金

100千円×59施設 = 5,900千円

イ 児童館維持管理に要する経費

維持管理機器類

506千円

	工作機器類	5 3 千円
	雑品類	2 7 2 千円
ウ	学童保育所維持管理に要する経費	
	修繕料	1, 5 7 9 千円
	維持管理機器類	2, 8 6 4 千円
	工作機器類	1 9 7 千円

市立保育園施設更新調査事業概要

1 目的

小金井市立保育園の在り方に関する方針（令和 7 年 8 月策定）において「安心して子どもを預けられる環境づくりや保育の質の確保といった観点から、必要な改修や維持管理を行い、将来にわたって安定した保育サービスの提供が図られるよう取り組んでいきます」としている市立保育園 3 園（わかたけ保育園・小金井保育園・けやき保育園）について、必要な改修や維持管理の方向性の調査等を実施する。

2 実施内容

- (1) わかたけ保育園の整備手法に関する検討
- (2) 小金井保育園及びけやき保育園に関する大規模改修計画の検討

3 スケジュール（案）

項目（案）	業務期間																						
	令和7年度			令和8年度												令和9年度							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
業者選定（プロポーザル）等	●————→																						
わかたけ保育園の整備手法に関する検討				構造体調査、整備手法の検討、仮園舎候補地整理・比較等										整備プラン、概略工程、概略事業費の検討									
小金井保育園に関する 大規模改修計画の検討				施設の状況確認、改修計画検討等																			
けやき保育園に関する 大規模改修計画の検討													大規模改修計画検討										
公共施設等総合管理計画策定推進本部会の開催支援（5回）					●		●		●				●				●						
計画書及び概要版の作成																			●————→				
業務報告書の作成																					●————→		
打合せ協議（6回）				○				○				○				○			○		○		

4 予算額

債務負担行為

市立保育園施設更新調査委託料

（期間：令和 7 年度～令和 9 年度）

限度額 22, 030 千円

小中学校修繕事業概要

1 目的

令和8年度に学級数が増加し、普通教室が不足することが見込まれる小中学校のうち、小金井第一小学校、小金井第二小学校、小金井第四小学校及び東中学校について特別教室等を普通教室として活用するための修繕を行う。

2 修繕内容

間仕切壁、内装、電気配線等の修繕

3 スケジュール（案）

令和8年1月 事業者決定

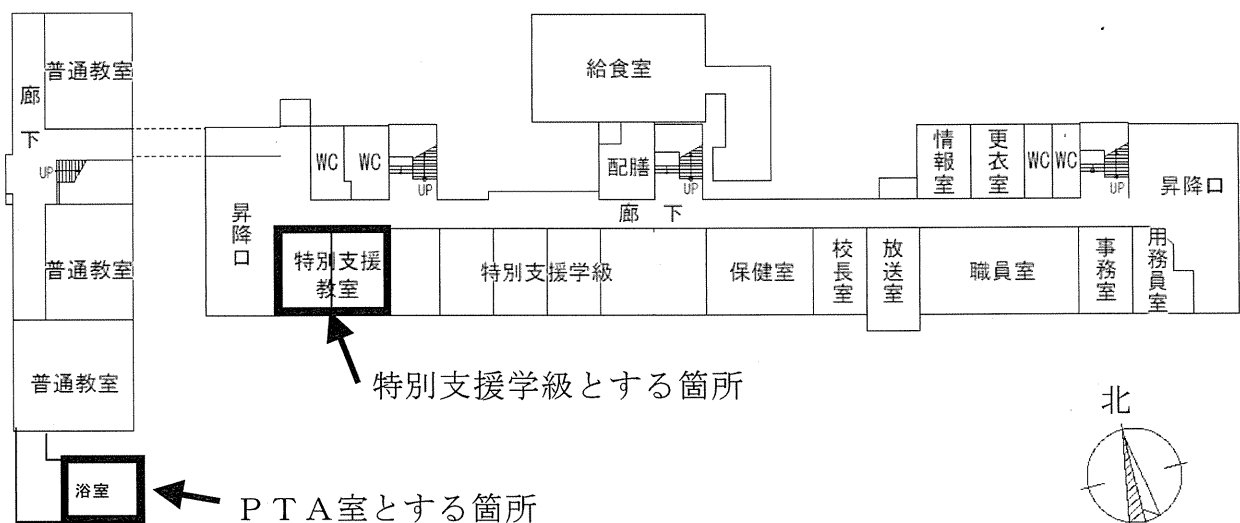
2月 修繕開始

3月 修繕完了

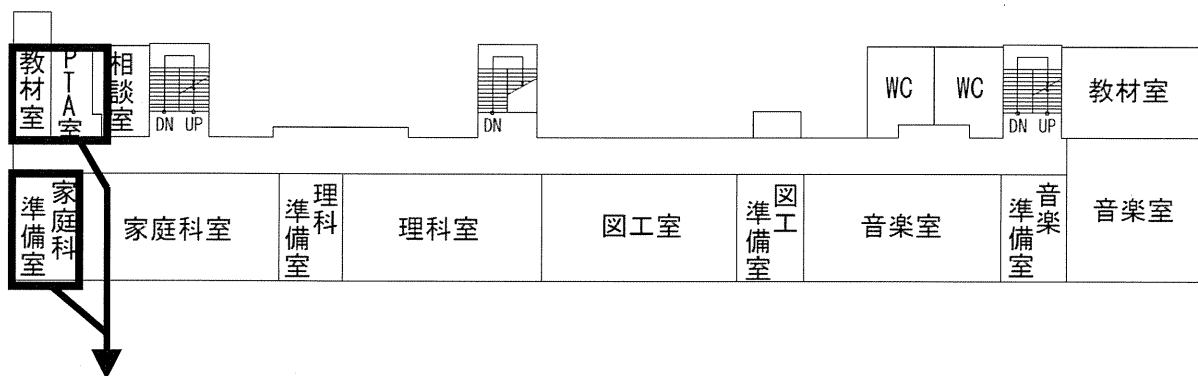
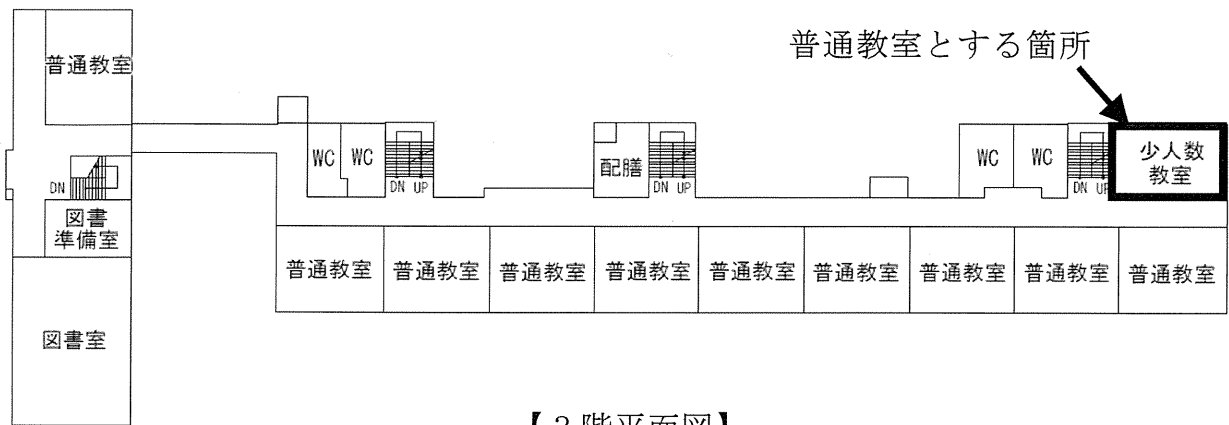
4 修繕箇所

(1) 小金井第一小学校

特別支援教室を特別支援学級、少人数教室を普通教室として活用するための修繕を行う。また、特別支援教室及びPTA室の移動先における内装等の修繕を行う。



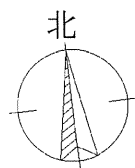
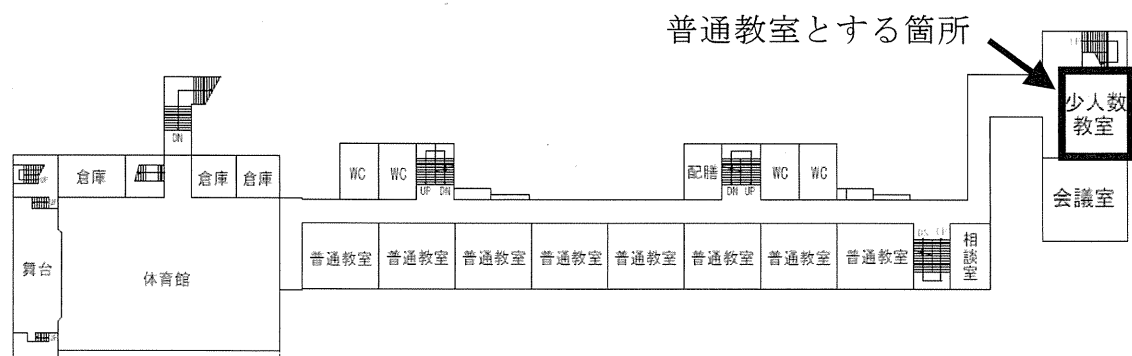
【1階平面図】



特別支援教室
とする箇所

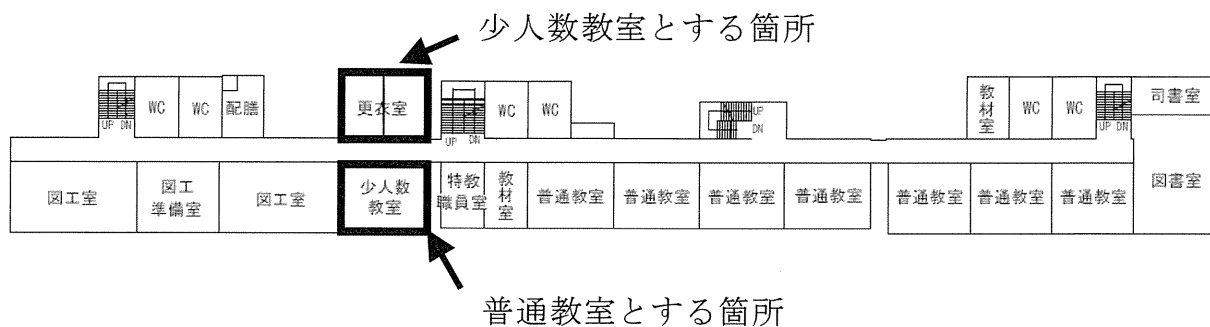
(2) 小金井第二小学校

少人数教室を普通教室として活用するための修繕を行う。

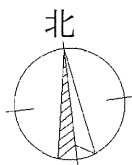
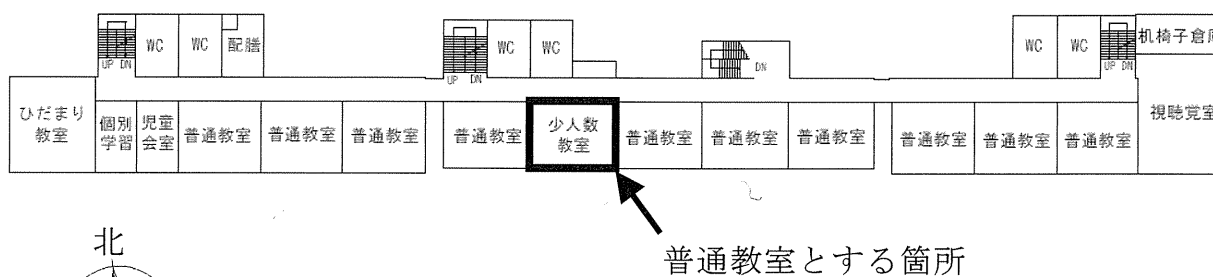


(3) 小金井第四小学校

少人数教室を普通教室、更衣室を少人数教室として活用するための修繕を行う。



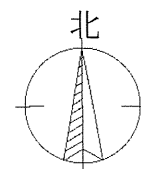
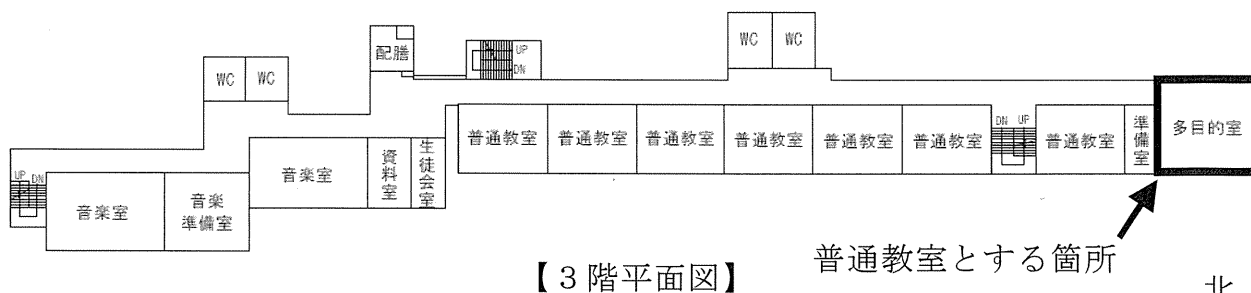
【2階平面図】



【3階平面図】

(4) 東中学校

多目的室を普通教室として活用するための修繕を行う。



5 予算額

- | | | |
|--------------------------|-----|----------|
| (1) 学校施設維持管理に要する経費 (小学校) | 修繕料 | 39,532千円 |
| (2) 学校施設維持管理に要する経費 (中学校) | 修繕料 | 8,510千円 |

議案第 60 号

令和 7 年 度

小 金 井 市

下 水 道 事 業 会 計

補 正 予 算

(第 1 回)

令和7年度小金井市下水道事業会計補正予算（第1回）

（総則）

第1条 令和7年度小金井市下水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度小金井市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	2,017,191 千円	3,949 千円	2,021,140 千円
第2項 営業外収益	393,676 千円	3,949 千円	397,625 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	2,010,769 千円	1,832 千円	2,012,601 千円
第1項 営業費用	1,945,666 千円	1,554 千円	1,947,220 千円
第2項 営業外費用	35,103 千円	278 千円	35,381 千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	362,579 千円	878 千円	363,457 千円
第1項 建設改良費	276,388 千円	878 千円	277,266 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第9条第1号中「103,514千円」を「105,946千円」に改める。

令和7年11月28日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

議案第60号資料

令和7年度

小金井市

下水道事業会計

補正予算説明書

(第1回)

令和7年度小金井市下水道事業会計補正予算（第1回）実施計画

収益的収入及び支出
収 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 下 水 道			2,017,191	3,949	2,021,140	
事業収益	2 営業外収益		393,676	3,949	397,625	
		2 補 助 金	315	3,949	4,264	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 下 水 道			2,010,769	1,832	2,012,601	
事業費用	1 営業費用		1,945,666	1,554	1,947,220	
		4 総 係 費	96,297	1,554	97,851	
	2 営業外費用		35,103	278	35,381	
		1 支 払 利 息 及び企業債 取 扱 諸 費	17,102	278	17,380	

資本的支出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 資 本 的			362,579	878	363,457	
支 出	1 建設改良費		276,388	878	277,266	
		1 管 き よ 建設改良費	136,121	878	136,999	

令和7年度小金井市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	13,400
減価償却費	668,032
賞与引当金の増減額 (△は減少)	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0
資産減耗費	171
長期前受金戻入額	△ 369,684
支払利息	17,380
未収金の増減額 (△は増加)	0
未払金の増減額 (△は減少)	0

小計 329,299

利息の支払額 △ 17,380

業務活動によるキャッシュ・フロー 311,919

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 127,089
無形固定資産の取得による支出	△ 127,515
投資その他の資産の取得による支出	0
国庫補助金等による収入	△ 4,660
一般会計からの繰入金による収入	659

投資活動によるキャッシュ・フロー △ 258,605

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	183,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 76,191

財務活動によるキャッシュ・フロー 106,809

資金増加額 (又は減少額) 160,123

資金期首残高 790,659

資金期末残高 950,782

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(単位：千円)

区分	特別職 (人)	一般職 (人)	給与費				法定福利費	合計
			報酬	給料	手当	計		
補正後	7	(0) 14	5,141	45,003	38,115	88,259	17,687	105,946
補正前	7	(0) 14	5,141	44,424	37,014	86,579	16,935	103,514
比較	0	(0) 0	0	579	1,101	1,680	752	2,432

※()内は再任用短時間勤務職員の外書き人数

※手当には、賞与引当金繰入額を含む。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	7,548	1,278	912	952	0	1,576
	補正前	7,388	1,278	912	802	0	1,359
	比較	160	0	0	150	0	217
	区分	住居手当	児童手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後	360	891	0	12,597	12,001	38,115
	補正前	360	840	0	12,074	12,001	37,014
	比較	0	51	0	523	0	1,101

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明
給 料	579	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 579 3 再任用給与改定分 0	
手 当	1,101	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 0 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 0 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 1,101 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 1,101 (3) 再任用給与改定分 0	

3 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
令和7年10月1日現在	平均給料月額	344,373円	—
	平均給与月額	457,914円	—
	平均年齢	47歳 0月	—
令和6年10月1日現在	平均給料月額	327,718円	—
	平均給与月額	423,151円	—
	平均年齢	45歳 10月	—

令和7年度小金井市下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部			
1	固 定 資 産		
(1)	有 形 固 定 資 産		
	ア 構 築 物	11,673,481	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△4,002,049</u>	7,671,432
	イ 機 械 及 び 装 置	60,422	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△38,109</u>	22,313
	ウ 車 両 運 搬 具	2,385	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△849</u>	1,536
	エ 工 具、器 具 及 び 備 品	1,739	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△1,269</u>	470
	オ 建 設 仮 勘 定		190,913
	有 形 固 定 資 産 合 計		7,886,664
(2)	無 形 固 定 資 産		
	ア 施 設 利 用 権	<u>1,672,311</u>	
	無 形 固 定 資 産 合 計		1,672,311
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産		
	ア 預 託 金	<u>16</u>	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		16
	固 定 資 産 合 計		9,558,991
2	流 動 資 産		
(1)	現 金 預 金		950,782
(2)	未 収 金	277,200	
	貸 倒 引 当 金	<u>△1,630</u>	275,570
	流 動 資 産 合 計		<u>1,226,352</u>
	資 産 合 計		<u><u>10,785,343</u></u>

負債の部

[illegible]

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

- ・減価償却の方法
定額法による。

- ・主な耐用年数

構築物	50年
機械及び装置	10～20年
車両	4～5年
工具、器具及び備品	4～17年

イ 無形固定資産

- ・減価償却の方法
定額法による。

- ・主な耐用年数

施設利用権	45年
-------	-----

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当及びこれに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する金額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

2 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものを含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は604,888千円である。

3 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則第55条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

令和7年度

小 金 井 市

下 水 道 事 業 会 計

補正予算（第1回）実施計画に関する説明書

令和7年度小金井市下水道事業会計補正予算（第1回）実施計画明細書

収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入	款 項 目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
					区	金 額	
1	下水道事業収益	2,017,191	3,949	2,021,140			
2	営業外収益	393,676	3,949	397,625			
2	補助金	315	3,949	4,264	国庫補助金	3,949	大規模下水道管路特別重点調査等事業

(単位:千円)

支出	款 項 目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
					区	金 額	
1	下水道事業費用	2,010,769	1,832	2,012,601			
1	営業費用	1,945,666	1,554	1,947,220			
4	総係費	96,297	1,554	97,851	給料	368	一般職等給料(一般職7人)
					手当	701	一般職等手当
					法定福利費	485	一般職等法定福利費
2	営業外費用	35,103	278	35,381			
1	支払利息及び企業債取扱諸費	17,102	278	17,380	企業債利息	278	企業債利息

資本的支出

(単位:千円)

支出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節 分		金 額	説 明
				区	分		
1 資本的支出	362, 579	878	363, 457				
1 建設改良費	276, 388	878	277, 266				
1 管きよ建設改良費	136, 121	878	136, 999	給料		211	一般職給料(一般職4人)
				手当		400	一般職手当
				法定福利費		267	一般職法定福利費

議案第 6 1 号

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙
のように改正する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴
う家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、規定を整備する必要
があるため、本案を提出するものであります。

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年
条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１７条第２項を次のように改める。

- ２ 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診
断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３
条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健
康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表
の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に
掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家
庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しな
ければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 （以下「乳幼児」という。）の利用開 始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康 診断又は臨時の健康診断

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例	備考				
(利用乳幼児及び職員の健康診断)		(利用乳幼児及び職員の健康診断)	利用乳幼児の健康診断に係る規定の整備				
第17条 省略		第17条 省略					
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。		2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。					
<table><tr><td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr><tr><td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>		児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	3 省略 4 省略	
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断						
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断						
付 則 この条例は、公布の日から施行する。							

議案第 62 号

小金井市住居表示に関する条例の一部を改正する条例

小金井市住居表示に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

住居番号の表示板についての運用の見直しに伴い、規定を整備する必要があるため、
本案を提出するものであります。

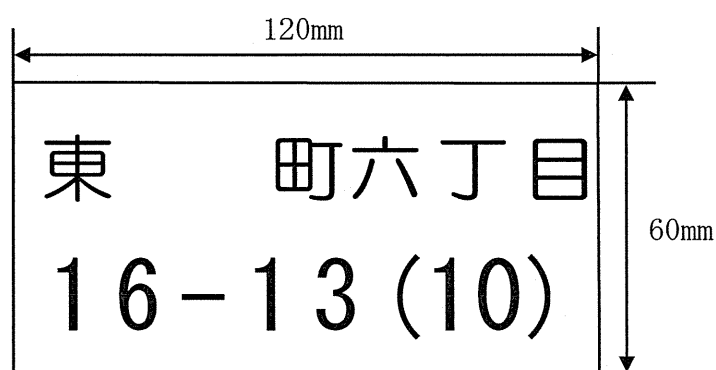
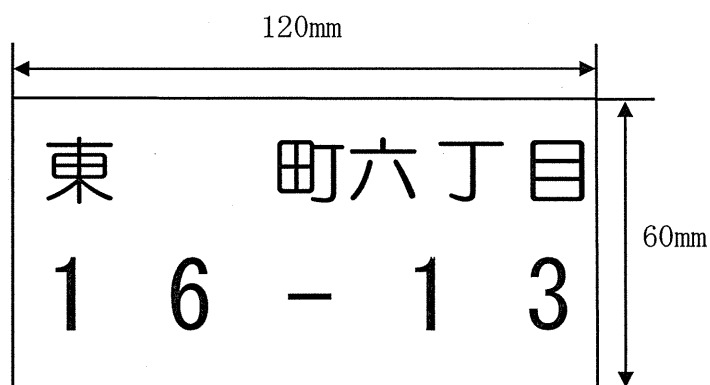
小金井市住居表示に関する条例の一部を改正する条例

小金井市住居表示に関する条例（昭和39年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「の様式」を削り、「別記様式」を「様式」に改める。

別記様式を次のように改める。

様式（第4条関係）



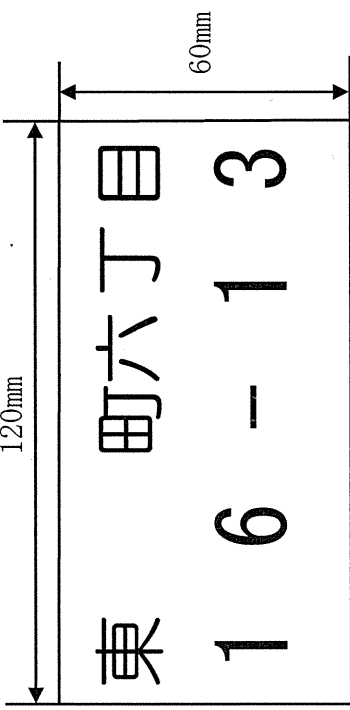
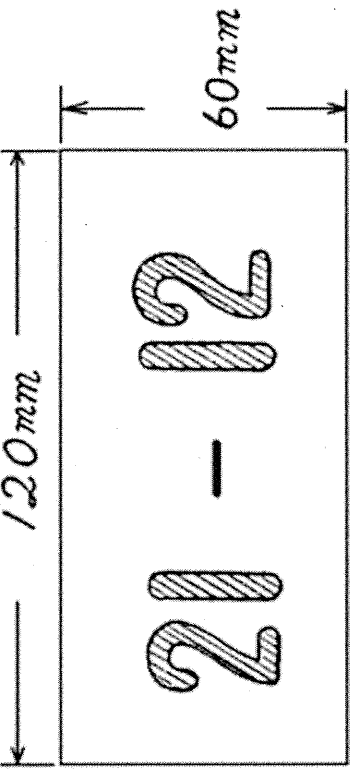
備考

- 1 上部には町名を、左下部分には街区符号を、右下部分には住居番号をそれぞれ表示するものとする。また枝番号を表示する場合は、住居番号の右側に括弧書きで併記する。
- 2 文字部分は白色とし、地色は市長が別に定めるものとする。

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

小金井市住居表示に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(住居番号の表示) 第4条 省略 2 前項の表示は、市長が別に定める場合を除き、<u>様式</u>によらなければならない。 <u>様式 (第4条関係)</u> 	(住居番号の表示) 第4条 省略 2 前項の表示の<u>様式</u>は、市長が別に定める場合を除き、<u>別記様式</u>によらなければならない。 <u>(住居番号の表示の様式)</u> 	用語の整備 住居番号の表示板の見直しに伴う規定の整備
	<u>備考</u> 1 左部分には街区符号を、右部分には住居番号をそれぞれ表示するものとする。 2 斜線の部分は白色とし、地色は市長が別に定めるものとする。	

	<u>備考</u> 1 <u>上部には町名を、左下部分には街区符号を、右下部分には住居番号をそれぞれ表示するものとする。また枝番号を表示する場合は、住居番号の右側に括弧書きで併記する。</u> 2 <u>文字部分は白色とし、地色は市長が別に定めるものとする。</u> 付 則 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
--	--

議案第63号

小金井市障害者福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

令和7年11月28日提出

小金井市長 白 井 亨

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 小金井市障害者福祉センター
位置 小金井市緑町四丁目17番10号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人 まりも会
所在地 東京都小平市上水南町四丁目7番45号
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（提案理由）

小金井市障害者福祉センターに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

社会福祉法人 まりも会の概要

- 1 設 立 昭和37年10月23日
- 2 基本財産 55億4,565万7,994円（令和7年3月31日現在）
- 3 役員数 理事7人、監事2人、評議員8人
- 4 職員数 416人（令和7年4月1日現在）
- 5 設立目的 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。
- 6 事業実績
 - (1) 第一種社会福祉事業
 - ア 救護施設の経営
 - イ 障害者支援施設の経営
 - ウ 特別養護老人ホームの経営
 - (2) 第二種社会福祉事業
 - ア 老人デイサービス事業の経営
 - イ 身体障害者福祉センターの経営
 - ウ 障害福祉サービス事業の経営
 - エ 老人短期入所事業の経営
 - オ 特定相談支援事業の経営
 - カ 一般相談事業の経営
 - (3) 社会福祉法第26条の規定による公益事業
 - ア 居宅介護支援事業
 - イ 社会福祉従事者に対する研修事業

議案第 6 4 号

小金井市児童発達支援センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

小金井市長 白 井 亨

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 小金井市児童発達支援センター
位置 小金井市梶野町一丁目 2 番 3 号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人 雲柱社
所在地 東京都世田谷区上北沢三丁目 8 番 1 9 号
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

小金井市児童発達支援センターに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出するものであります。

社会福祉法人 雲柱社の概要

- 1 設 立 昭和28年7月29日
- 2 基本財産 39億894万7,577円（令和7年3月31日現在）
- 3 役員数 理事9人、監事2人、評議員11人
- 4 職員数 2,145人（令和7年4月1日現在）
- 5 設立目的 キリスト精神に基づいて、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
- 6 事業実績
 - (1) 第二種社会福祉事業
 - ア 保育所の経営
 - イ 児童厚生施設の経営
 - ウ 子育て短期支援事業の経営
 - エ 地域子育て支援拠点事業の経営
 - オ 一時預かり事業の経営
 - カ 放課後児童健全育成事業の経営
 - キ 障害福祉サービス事業の経営
 - ク 障害児通所支援事業の経営
 - ケ 子育て援助活動支援事業の経営
 - コ 小規模保育事業の経営
 - サ 利用者支援事業の経営
 - (2) 公益を目的とする事業
 - ア 地域ディグループ事業の経営
 - イ 子ども家庭支援センターの経営
 - ウ 家庭的保育事業の経営
 - エ 放課後子どもプラン事業の経営

議案第 65 号

小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

小金井市長 白 井 亨

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター
位置 小金井市本町二丁目 10 番 13 号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人聖ヨハネ会
所在地 東京都小金井市桜町一丁目 3 番 22 号
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出するものであります。

社会福祉法人聖ヨハネ会の概要

1 設 立

昭和 26 年 4 月 11 日

2 基本財産

38 億 2,606 万 5,928 円（令和 7 年 3 月末現在）

3 役員数

理事 8 人、監事 2 人、評議員 9 人

4 職員数

832 人（令和 7 年 7 月 31 日現在）

5 設立目的

カトリックの精神に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

6 事業実績

(1) 第一種社会福祉事業

ア 障害者支援施設の経営

イ 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

ア 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業の経営

イ 老人デイサービスセンターの経営

ウ 老人短期入所事業の経営

エ 障害福祉サービス事業の経営

オ 老人居宅介護等事業の経営

カ 一般相談支援事業の経営

キ 特定相談支援事業の経営

ク 障害児相談支援事業の経営

ケ 病児保育事業の経営

(3) 社会福祉法第 26 条の規定による公益事業

- ア 訪問看護事業
- イ 居宅介護支援事業
- ウ 訪問入浴介護事業
- エ 地域包括支援センターの経営
- オ 聖ヨハネホスピスケア研究所の経営
- カ 日中一時支援事業の経営
- キ 高齢者賃貸住宅事業

指定管理者候補者の選定経過

1 公募の公表

令和 7 年 7 月 1 0 日（木）から市のホームページで募集の公表

2 現地説明会の開催

令和 7 年 7 月 2 2 日（火）を予定していたが、参加申込なしのため未実施

3 質問の受付期間

令和 7 年 7 月 1 0 日（木）から同月 2 5 日（金）まで

4 質問の回答公表

令和 7 年 8 月 8 日（金）を予定していたが、質問受付なしのため未実施

5 応募書類の提出期間

令和 7 年 7 月 2 5 日（金）から同年 8 月 2 7 日（水）まで

6 応募団体

1 団体

7 指定管理者選定委員会

(1) 第 1 次審査 令和 7 年 9 月 1 2 日（金） 1 団体合格

(2) 第 2 次審査 令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）指定管理者候補者の決定

8 選定理由等

指定管理者選定委員会から次のような選定理由を付した答申を受けた。

選定に当たっては、応募団体から提出された事業計画書、年度別収支予算書、プレゼンテーション、ヒアリング等を基礎に選定基準に基づいて採点を行った結果、「社会福祉法人聖ヨハネ会」が指定管理者候補者として適していると判断した。

なお、以下の点が評価できる。

医療と介護の連携・重度要介護者の積極的な受入れ及び認知症施策への協力など、これまでの実績が評価できる。

また、今後以下の点を要望する。

(1) 通所介護事業については、利用者拡大に向けた取組を進めることにより、利用率の更なる向上に努めていただきたい。

(2) 本施設を活用し、高齢者及び介護者のニーズに対応するための取組を充実

させるとともに、安定した経営基盤の構築に努めていただきたい。

- (3) 人材育成、人材確保に取り組みつつ、本施設をより一層地域に開かれた施設として認知していただけるよう努めていただきたい。

したがって、上記答申のとおり、社会福祉法人聖ヨハネ会を指定管理者候補者として決定した。

指定管理者選定委員会第 2 次審査評価結果

評価項目		配点	指定管理候補者
1 事業者の現状・実績・管理運営方針		1 2 5	8 3
1	施設の設置目的にあった理念・運営方針を持っていること。		
2	施設及び類似施設の管理に実績があり、評価を得ていること。		
3	センター長予定者や主要な職員の実績が十分にあり、職員配置・ローテーションが上手く機能していること。		
4	計画の内容や個人の記録を、支援を担当する職員すべてが共有し、活用していること。		
5	職員の確保・職場定着への支援がなされており、職員の人材育成に関する考え方が適切に示されていること。		
2 管理運営に関する業務		1 5 0	9 3
1	人権や権利擁護に関する研修を計画的に受講するとともに、利用者の状況を適切に把握し、虐待の早期発見、早期対応を組織的に取り組める体制であること。		
2	苦情解決及びサービス評価・利用者満足度の取組を適切に行っていること。		
3	防災、災害、事故、感染症の蔓延等の緊急時の対策が十分であること。		
4	個人情報保護に関する考え方が適切であり、具体的な取組を行っていること。		
5	施設管理手法及び危機管理体制が明確になっており、安全で安定的な施設管理ができること。		
6	利用者の健康・衛生管理等への取組を適切に行っていること。		
3 事業運営		1 0 0	6 7
1	通所介護事業について、実施方針が法令等に照らして適切であること。		
2	通所介護事業について、一人ひとりの特性及び介護度に応じた支援プログラムが準備されていること。		
3	家族介護教室事業についての実施方針が、業務基準書に照らして適切であること。		
4	家族介護継続支援事業についての実施方針が、業務基準書に照らして適切であること。		
4 資金計画		7 5	4 3
1	給与・報酬・賃金等に関する規定を定め、適正に人件費を積算していること。		
2	収支の見込みが適正かつ実現可能であること。		
3	安定的な経営基盤を有していること。		
5 サービスの向上		5 0	2 8
1	提案事業（自主事業）について施設の設置目的にかなっており、通所介護事業の利用促進を図る内容であること。		
2	利用者の満足度を高めるための創意工夫がなされていること。		
合計		5 0 0	3 1 4

5 人の委員が採点し、社会福祉法人聖ヨハネ会を指定管理者候補者として決定した。

議案第66号

武蔵小金井南第3自転車駐車場外5施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

令和7年11月28日提出

小金井市長 白 井 亨

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 公益社団法人 小金井市シルバー人材センター
所在地 東京都小金井市梶野町四丁目2番7号
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（提案理由）

武蔵小金井南第3自転車駐車場外5施設に係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

別紙

管理を行わせる公の施設の名称及び位置

番号	名称	位置
1	武蔵小金井南第3自転車駐車場	小金井市本町六丁目5番
2	武蔵小金井南第7自転車駐車場	小金井市本町六丁目14番45号
3	武蔵小金井北第5自転車駐車場	小金井市本町二丁目1番
4	東小金井北第1自転車駐車場	小金井市梶野町五丁目2番
5	東小金井駅西側高架下自転車駐車場	小金井市緑町一丁目1番
6	新小金井西第1自転車駐車場	小金井市東町四丁目24番

議案第66号資料

公益社団法人 小金井市シルバー人材センターの概要

- 1 設 立 昭和55年12月1日
- 2 役員数 理事14人、監事3人
- 3 会員数 1,060人
- 4 職員数 12人
- 5 設立目的 社会参加の意欲ある健康な高齢者に対して、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力をいかした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- 6 事業内容
 - (1) 臨時的就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
 - (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
 - (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
 - (4) 設立目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
 - (5) その他小金井市シルバー人材センターの目的を達成するために必要な事業

議案第 67 号

東京都六市競艇事業組合規約の一部を変更する規約

東京都六市競艇事業組合規約の一部を別紙のように変更する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

令和 8 年 4 月 1 日から、東京都六市競艇事業組合が名称を東京都六市ボートレース事業組合に変更することに伴い、東京都六市競艇事業組合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第 290 条の規定により本案を提出するものであります。

東京都六市競艇事業組合規約の一部を変更する規約

東京都六市競艇事業組合規約（昭和41年4月7日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

東京都六市ボートレース事業組合

第1条中「東京都六市競艇事業組合」を「東京都六市ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 67 号資料

東京都六市競艇事業組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

変更規約	現行規約	備考
東京都六市ボートレース事業組合規約 (組合の名称) 第1条 この組合は、東京都六市ボートレース事業組合(以下「組合」という。)という。 附 則 この規約は、令和8年4月1日から施行する。	東京都六市競艇事業組合規約 (組合の名称) 第1条 この組合は、東京都六市競艇事業組合(以下「組合」という。)という。	題名の更 名称の更

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

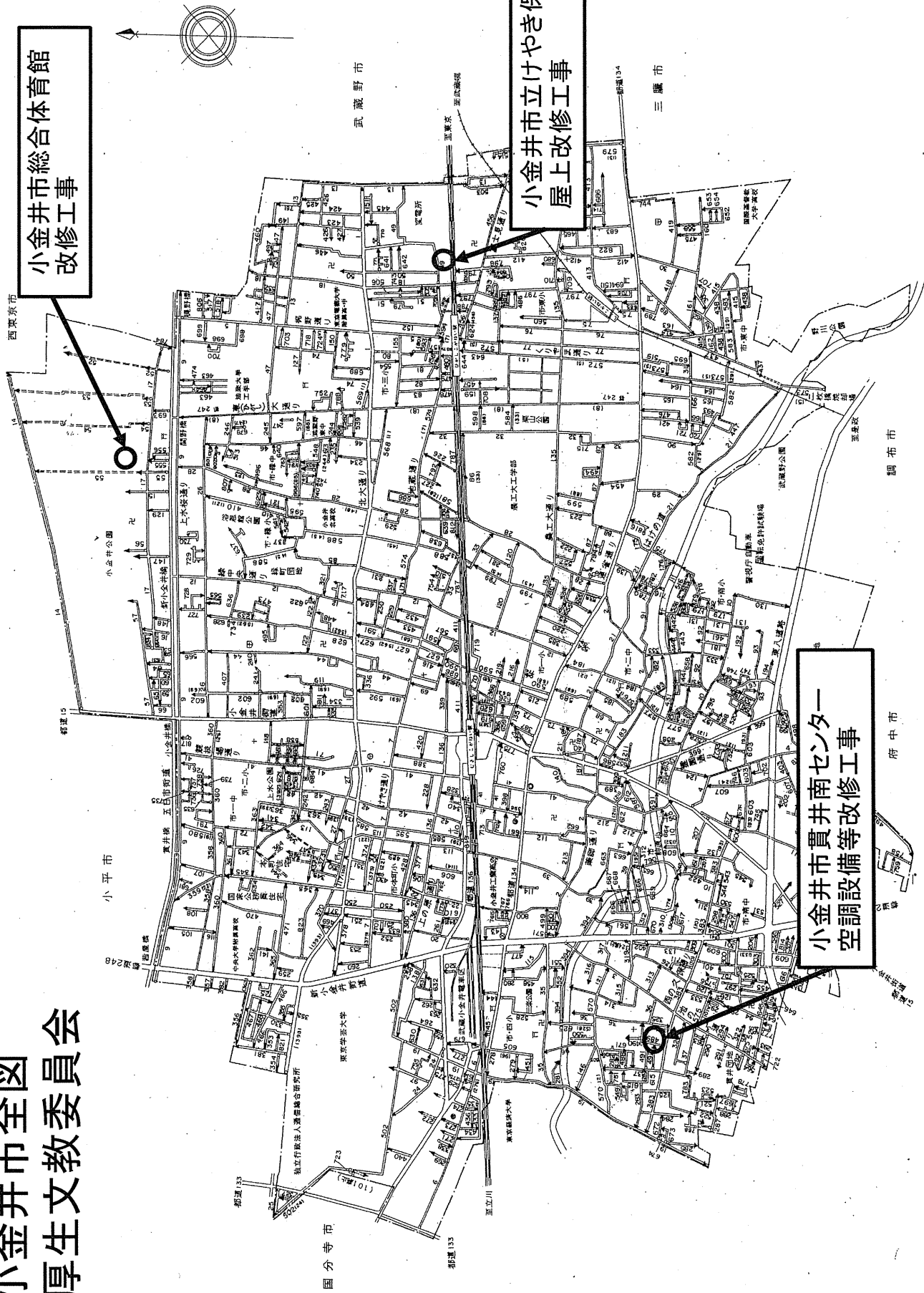
令和7年 8月 1日から
令和7年10月31日まで

厚生文教委員会

番号	契約 番号	契約締結日	契約 件 名 名	契 約 金 額 (円)	工 期	工 事 概 要	契約方法	進捗率(%)
1	4211	令和7年 8月 6日	小金井市総合体育館改修工事 関建設工業(株)	115,500,000	令和7年 8月 7日から 令和8年 1月30日まで	・剣道場空調設備設置工事 ・大体育室屋根防水工事 ・プール屋根防水工事	制限付一般競争入札(総合評価方式)4者	30
2	4220	令和7年 8月 6日	小金井市貫井南センター空調設備等改修工事 アートテクノ(株)	33,569,800	令和7年 8月 7日から 令和7年12月15日まで	・空調設備更新工事(室内機18台、室外機14台) ・屋上防水工事	制限付一般競争入札(総合評価方式)4者	60
3	5751	令和7年10月21日	小金井市立けやき保育園屋上改修工事 (株)すまいの建築設計	26,653,000	令和7年10月22日から 令和8年 2月16日まで	・ウッドデッキ改修工事(撤去・新築) ・屋上水勾配是正 ・花壇改修工事(一部撤去)	制限付一般競争入札3者	5

進捗率は、令和7年11月1日現在

小金井市全図 厚生文教委員会



工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

令和7年 8月 1日から
令和7年10月31日まで

建設環境委員会

番号	契約 番号	契約締結日	契約 件 名	契 約 金 額 (円)	工 期	工 事 概 要	契約方法	進捗率(%)
1	4495	令和7年8月29日	マンホール鉄蓋取替工事 鴨下設備工業(株)	21,505,000	令和7年9月1日から 令和8年1月26日まで	・マンホール蓋取替工 95箇所	指名競争入札 8者	10
2	5226	令和7年10月1日	雨水浸透枳設置工事 金澤建設(株)	21,725,000	令和7年10月2日から 令和8年1月27日まで	・雨水浸透枳設置工 33箇所	指名競争入札 8者	10
3	5360	令和7年10月7日	橋りょう長寿命化補修工事(梶野 橋) 関建設工業(株)	31,020,000	令和7年10月8日から 令和8年3月23日まで	・舗装打換工 A=80.0㎡(車道部) A=37.0㎡(歩道部) ・橋面防水工 A=122.0㎡ ・伸縮装置設置工 L=16.0m(車道部) L=7.4m(歩道部) ・排水枳設置工 N=2箇所 ・防護柵取替工 L=20.7m ・親柱補修工 1式 ・薄層カラー舗装工 A=37.0㎡(歩道部) A=0.48㎡(歩道張出部) ・水切り設置工 L=19.2m	制限付一般競争入札(総合評価方式)2者	0
4	5375	令和7年10月7日	市道第12号線電線共同溝設置工 事 関建設工業(株)	61,050,000	令和7年10月8日から 令和8年3月27日まで	・施工延長 L=124.66m ・土工 1式 ・復旧及び付帯工 1式 ・撤去工 1式 ・電線共同溝工 3箇所 管道路 特殊部 サイドボックス 2箇所	制限付一般競争入札(総合評価方式)3者	0

進捗率は、令和7年11月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会

橋りょう長寿命化補修工事(梶野橋)

雨水浸透柵設置工事

マンホール鉄蓋取替工事

市道第12号線電線共同溝設置工事

